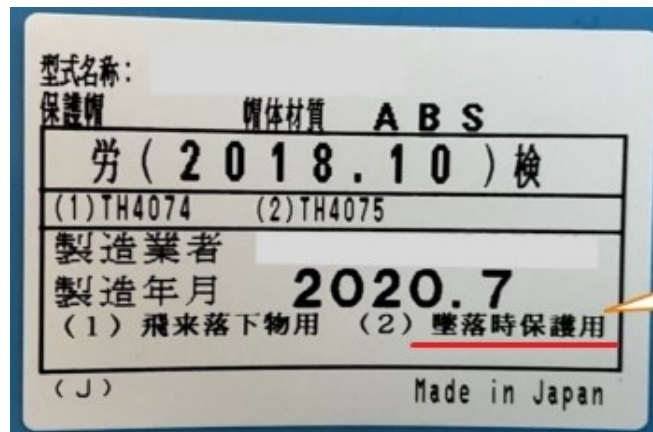


別表1（助成対象物品）

- (1) 墜落時保護用として市販されている商品・製品とする。
- (2) 貨物自動車で荷を積み卸す作業を行う時に使用するための保護帽とし、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収材を備えたもの。
- (3) 中古品およびレンタル品は助成対象としない。
- (4) 当協会が助成対象と認めるもの。
- (5) 「墜落時保護用」の記載がある検定合格標章が貼付されているもの。



別表2（助成金額 等）

1個あたりの助成金額	1会員あたりの助成上限額
<p>購入価格の2分の1（税別・百円未満切り捨て）</p> <p>上限 1,000円</p>	<p>3万円</p>